

議案第70号

債権の放棄について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、次のとおり市が有する債権を放棄することについて、市議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

市川市長 大久保 博

記

1 放棄する債権の内容

市川市水洗便所改造資金貸付条例に基づく貸付金及びこれに係る遅延利息の支払請求権

2 債務者ごとの放棄する当該貸付金の額

債務者M	161,200円
債務者N	12,000円

3 放棄の理由

債務者M及びN	民法第167条第1項による時効期間10年が満了したため。
---------	------------------------------

## 理 由

市川市水洗便所改造資金貸付条例に基づく貸付金及びこれに係る遅延利息について、民法第167条第1項による時効期間10年の満了により今後の徴収が見込めないことから、これらの支払請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものである。